

こども う しゅっさん
 子供を 生んだ とき (出産した とき)

てつづ
 ○ 手続き

いしゃ じょさんし しゅっしょうしょうめいしょ こども う しょうめい しよるい
 (1) 医者が 助産師から、出生証明書 (=子供が 生まれた ことを 証明する 書類) を
 しゅっせいとどけ おな か がた
 もらって ください。(出生届と 同じ 書き方 です。)

こども う 14か す まえ しやくしょ ししょ さーびすせんたー
 (2) 子供が 生まれてから 14日が 過ぎる 前に、市役所や 支所、サービスセンター、
 あくたにしみやすてーしょん しゅっせいとどけ だ ぼしけんこうてちょう も い
 アクタ西宮ステーションに 出生届を 出します。母子健康手帳を 持って行って ください。

ちち はは がいこくじん ばあい ちち はは こくせきしょうめいしょ こくせき しょうめい しよるい
 父と 母が 外国人の 場合は 父と 母の 国籍証明書 (=国籍を 証明する 書類、
 ばすぽーとなど) と 結婚を 証明する 書類を 持って行ってください。

とき しゅっせいとどけきさいじこうしょうめいしょ
 その時、出生届記載事項証明書を もらって ください。

こども う 30にち す まえ しゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく ざいりゆうしかく と
 (3) 子供が 生まれてから 30日が 過ぎる 前に、出入国在留管理局で、在留資格を 取る
 てつづ にちかん あいだ にほん で ばあい てつづ
 手続きを します。60日間の 間に 日本を 出る 場合は、手続きを しなくて いいです。

こども う にち す まえ しやくしょ ししょ がいこくじんとうろく
 (4) 子供が 生まれてから 60日が 過ぎる 前に、市役所や 支所で、外国人登録を します。

れんらくさき
 (連絡先)

にしのみやしやくしょ しみんだい か
 西宮市役所 市民第2課 0798-35-3014

にしのみやしやくしょ しみんだい か こせきたんとう
 西宮市役所 市民第1課 (戸籍担当) 0798-35-3128

がいこくじんざいりゆうそうごういんふおめーしょんせんたー
 外国人在留総合インフォメーションセンター 0570-013904

かいがい
 (IP,、PHS、[海外] 03-5796-7112)

○ 健康保険と 子供を 生むのに かかる お金

子供を 生むときは、病院などに かかる お金が 健康保険から できません。病気で 病院に

行くときは 違います。お金が たくさん かかります。

健康保険に 入っている 人は 子供を 生むときに 出産一時金という お金を もらうことが できます。

健康保険から 出産一時金を 直接 病院に 払う 制度（直接支払制度）が あります。

制度を 使う 場合は、出産する 病院に 聞いて ください。制度を 使わない 場合は、自分の

健康保険の 係に 聞いて ください。

（国民健康保険に 入っている 人が、手続きを する ところ）

西宮市役所 国民健康保険課 0798-35-3120

※ 詳しい ことは、日本語が 分かる 人と 一緒に 聞いて ください。